

永治小学校の木刈小学校との統合に向けた通学区域の変更について

1 永治小学校の現状

(1) 児童数・学級数・教職員数（県職）の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童数	62	55	40	31	22
学級数	7 (1)	7 (1)	5 (0)	5 (0)	3 (0)
教職員数	12	12	9	9	5

※学級数の（ ）内の数字は、特別支援学級の数

(2) 平成28年度の児童数及び学級数

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
28年度	児童数		3		3	6	10	22
	学級数		複式学級		複式学級	1	1	3

(3) 平成28年度の教職員数

	校長	教頭	教諭	養護	事務	計
28年度	1	①	3	—	—	5

※平成28年度は、県の特別加配により、1年間に限り教頭を配置

また、市の非常勤職員として、少人数学習指導員、養護教諭、事務職員を配置

(4) 今後の児童数の推移（平成28年8月1日現在）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
1年	7	8	4	9	7	5
2年		7	8	4	9	7
3年	3		7	8	4	9
4年		3		7	8	4
5年	3		3		7	8
6年	6	3		3		7
計	19	21	22	31	35	40

※入学予定児童の学区外就学は未考慮

(5) 学区外就学の状況

	25年度	26年度	27年度	28年度
永治地区の児童数(a+b) c	67	54	51	48
永治小に通学している児童数(a)	55	40	31	22
学区外就学している児童数(b)	12	14	20	26
学区外就学している児童の割合(b/c)	17.9%	25.9%	39.2%	54.2%

2 永治小学校の「良いところ」と「課題」について

<良いところ>

○教育指導面

- ・ 少人数であるため、個々に応じた学習指導に取り組みやすい。
- ・ 学校行事などで、個々の活躍の場が多い。
- ・ 異学年交流に取り組みやすく全校的な児童の交流やまとまりができる。

○学校運営面

- ・ 職員が全校児童全員のことを理解しているので、全職員で全児童を育てていく意識を持ちやすい。
- ・ 特別教室、体育館、校庭などに余裕があり、活用しやすい。

<課題>

○教育指導面

- ・ 人間関係が固定化してしまう。
- ・ 男女比に偏りが生じる。
- ・ 少人数であるため、意見交換の内容が深まらなかったり、多様なものの見方や考え方に触れる機会が少なくなる。
- ・ 運動会などの学校行事や音楽活動などの集団活動に制約が生じる。
- ・ 教師がきめ細やかに指導ができる反面、手をかけすぎることによって子どもの依存心を強めてしまう傾向がある。

○学校運営面

- ・ 教職員数が少ないため、経験、特性などの面でバランスのとれた配置ができない。
- ・ 学習指導や生徒指導について、教職員同士で相談、研究、協力、切磋琢磨し、内容を深めることが少なくなる。

○その他

- ・ PTA活動等において、保護者の負担が大きくなる。

3 学校統合の必要性

学校は、子どもたちが教科等の知識や技能を習得する場であるとともに、社会性や規範意識を培う場でもあり、これらは集団活動を通じてその成果をあげていることから、学校は一定の規模があることが望ましいと考えます。

永治小学校については、平成26年度から欠学年が生じ、平成28年度時点で、第1学年及び第3学年が欠学年、第2学年及び第4学年が複式学級を編成しており、全校児童数は22名の状況です。

今後の永治小学校区内における児童数の推移は微増傾向にありますが、実際の入学者数は、近接する木刈小学校への学区外就学者数の増加により、さらなる減少が見込まれており、このままでは学校の教育内容や活動に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

このことから、学校規模により生じる教育指導上・学校運営上の課題を解消し、子どもたちの未来に向け、より良い教育環境を創造していくためには、隣接校との統合により、学校規模及び配置の適正化を図る必要があると考えます。

4 教育委員会での検討経過

H26.5 学校適正規模に関する検討を開始

H27.3 「印西市における小・中学校の適正規模の考え方」を策定

(学校規模による課題を整理し、小・中学校の適正規模を12～24学級とした。)

H27.4 印西市学校適正配置審議会設置条例を制定

H27.5 教育委員会から印西市学校適正配置審議会(有識者6名で構成)へ

「印西市立小学校及び中学校の適正配置について」を諮問

H28.3 印西市学校適正配置審議会から教育委員会へ答申

H28.9 印西市学校適正規模・適正配置基本方針【素案】公表

5 保護者説明会及び意見交換会の開催経過

H28.3.26 保護者説明会(於:永治小学校)

・永治小学校の現状、教育委員会での検討経過、永治小学校の今後の対応(教育委員会の考え方)、審議会からの答申の概要

H28.4.23 保護者意見交換会(於:永治プラザ)

・今後のスケジュール(案)

H28.5.19 保護者意見交換会(於:永治プラザ)

・永治小学校の適正規模・適正配置に向けた考え方

H28.6.16 保護者意見交換会(於:永治小学校)

・永治小学校の保護者との意見交換

H28.8.8 保護者説明会(於:永治プラザ)

・永治小学校の今後の対応(教育委員会の考え方)、今後のスケジュール(案)、スクールバスの運行経路(たたき台)

H28.8.29 地域説明会(於:松山下公園総合体育館)

・永治小学校の今後の対応(教育委員会の考え方)、今後のスケジュール(案)

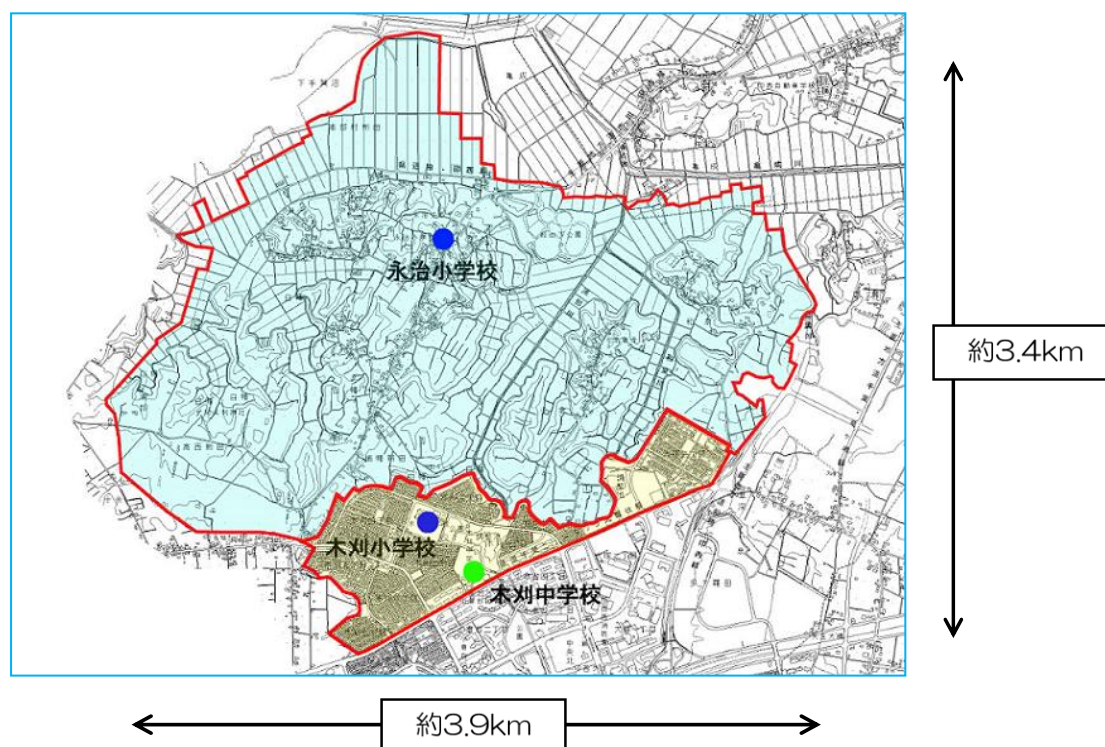
6 永治小学校の今後の対応等について

本年3月から、永治小学校区内にお住まいの未就学児及び児童生徒の保護者の皆様を対象とした説明会や意見交換会を開催し、永治小学校の現状や教育委員会での検討経過、適正配置審議会からの答申の概要、審議会からの答申を踏まえた教育委員会の考え方などをご説明してまいりました。

この間、保護者の皆様からは永治小学校の存続を望むご意見を始め、統合校に関するご意見、スケジュールに関するご意見、統合後の子どもたちを心配するご意見、その他、教頭先生が配置されなかった場合の影響を心配するご意見など、様々なご意見等をいただきました。

教育委員会では、保護者の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、これまで検討を重ねてまいりましたが、永治地区の子どもたちが、ある程度の集団の中で教育を受けた場合は、もっと伸びる可能性を秘めており、様々な人間関係の中で、切磋琢磨しながらより生き抜く力を身に付けてほしい、たくましく育ててほしいという思いから、平成29年4月1日に、永治小学校を木刈小学校に統合することとしました。

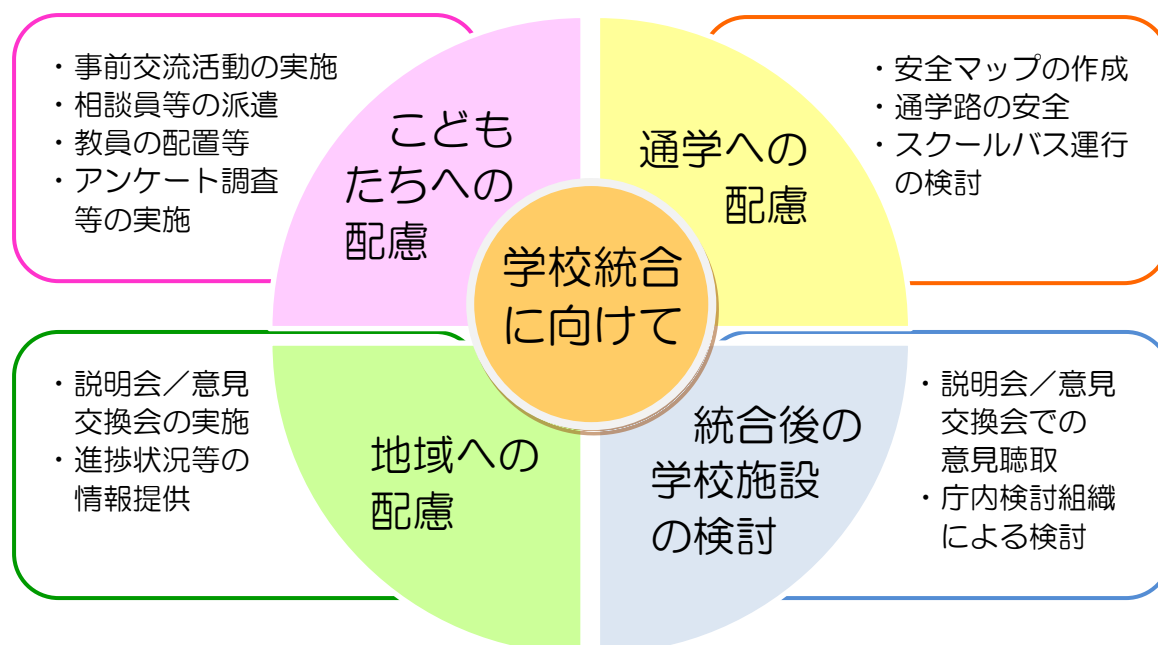
【統合後の学区】



【統合後の児童数・学級数の推移】（平成28年8月1日現在）

学校名	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		34年度	
	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級
永治小	22	3	19	4	21	4	22	4	31	4	35	4	40	5
木刈小	541	17	547	17	569	18	562	18	520	17	483	15	441	14
統合後	563	18	565	17	589	18	583	18	550	17	517	17	480	16

7 学校統合にあたり配慮すべき事項



(1) 子どもたちへの配慮

学校の統合により、子どもたちはそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。子どもたちが新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、子どもたちの心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

① 事前交流活動の実施

学校が統合する場合、子どもたちは「新しい環境になじめるか」「新しい友人関係が築けるか」など、様々な不安を抱くことが考えられます。このような不安を緩和し、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、統合前の合同授業や合同行事を計画的に実施します。

また、保護者の皆様にも、子ども同士の交流の様子や統合校での授業の様子を見ていただく機会を設けます。

② 相談員等の派遣

いじめ・非行・無気力・友人関係の問題など、お子様や保護者が抱える様々な不安や悩みへの相談に応じるため、統合校に相談員や学校問題対策指導員を派遣します。

③ 教員の配置等

学校統合の円滑な推進並びに地域性を理解した教育の推進を図るため、永治小学校から統合校への教員の異動及び配置増（加配措置）を県に対し要望してまいります。

④ アンケート調査等の実施

統合に伴う子どもたちの変化を早期に発見するとともに、迅速な対応を図るため、学校生活や授業、友人関係などに関するアンケート調査等を定期的の実施します。

(2) 通学への配慮

学校統合に伴う通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広域となり通学が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策を検討します。

① 安全マップの作成

子どもたちに学校区内の危険個所を認識させるとともに、安全教育や登下校時の安全指導を徹底するため、統合後の学校区の安全マップを作成します。

② 通学路の安全対策

通学路における危険箇所の把握に努め、危険が確認された場所への安全対策を警察署や関係機関に要望してまいります。

③ スクールバス運行の検討

学校統合により通学が遠距離となるお子様については、通学が過度な負担にならないよう、また、通学の安全性を確保するため、スクールバスを運行し、登下校時の送迎を行います。

(3) 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いいため、学校統合を進めるうえでは、保護者や地域の皆様と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

① 説明会・意見交換会の実施

保護者や地域の皆様に、学校の現状や今後の児童数・学級数の推移、学校適正配置審議会からの答申の概要、それらを踏まえた教育委員会の考え方などをご説明し、子どもたちのより良い教育環境の整備に向けた話し合いを進めます。

② 進捗状況等の情報提供

地域の皆様と情報の共有を図るため、説明会及び意見交換会の説明内容やいただいたご意見等はもとより、統合に向けた進捗状況について「お知らせ」を作成し、回覧や配布などの方法により、地域の皆様に情報提供します。

(4) 統合後の学校施設の検討

学校は教育施設であるとともに、防災・保育・市民の交流の場など、地域の中核施設としての役割も担っていることから、学校統合が行われた場合は、これらの機能に留意した施設活用策を検討します。

① 説明会・意見交換会での意見聴取

保護者や地域の皆様を対象とした説明会及び意見交換会でいただいたご意見やご要望等を整理し、後述する庁内検討組織での検討に繋げてまいります。

② 庁内検討組織による検討

庁内に検討組織を設置し、説明会や意見交換会で保護者や地域の皆様からいただいたご意見・ご要望等を踏まえながら、学校が持つ多様な機能に留意した施設活用策を検討します。

8 (仮称) 統合準備会の設置

学校統合の円滑な推進を図るため、(仮称) 統合準備会を設置し、通学路の安全対策やスクールバスの運行方法など、統合に向けた必要事項を協議・検討します。